

5年保存

基発 0720 第 2 号
平成 24 年 7 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「高速ツアーバス等の夜間運行における交替運転者の配置基準」
の周知等について

平成 24 年 4 月 29 日未明、関越自動車道で発生した高速ツアーバスに係る重大事故を踏まえ、厚生労働省では、厚生労働大臣及び貴職によるバス業界等への緊急要請を始め、高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する地方運輸機関との合同監督・監査の実施等の対策を講じてきたところである。

今般、国土交通省において、高速ツアーバス及び会員制高速バス(以下「高速ツアーバス等」という。)の運転者の過労運転防止のため、高速ツアーバス等の夜間運行における交替運転者の配置基準(以下「配置基準」という。)を策定したところである。

については、厚生労働省としてもバス運転者の労働条件の向上の観点から、国土交通省と連携を図り、配置基準の周知等を行うこととしたので、貴職においては、高速ツアーバス等を行う事業場に対する周知及び地方運輸機関に対する通報について、遺漏なきよう対応されたい。